



令和6年7月26日
健康推進課

国民健康保険税の軽減判定所得の 算定に誤りがありました

令和5年度国民健康保険税の軽減判定所得の算定において、青色申告による純損失の繰越控除を行う際、軽減判定用の独自の繰越控除額を用いて算定すべきところ、一部で確定申告上の繰越損失額を用いて算定していたため、課税誤りが生じました。

1 対象者

世帯主が事業主である青色申告者のうち、青色専従者給与を支払い繰越損失額のあった人

2 件数・金額

税額更正により増額 3件 80,400円

税額更正により減額 2件 132,000円

3 対象者への対応

説明とお詫びを行い、減額分は7月に税額更正通知書を送付しました。増額分は、8月に納税通知書および税額更正通知書を送付します。

4 再発防止に係る措置

今後は、軽減判定所得の算定において複数職員による確認体制を徹底し、再発防止に努めます。



阿賀野市イメージキャラクター
「ごずっちょ」

【問い合わせ】

担当：健康推進課 国保年金係 渡辺

電話：0250-62-2510（内線 2182）

mail：kokuhonenkin@city.agano.niigata.jp